

学校における児童生徒間の 性暴力対応マニュアル

令和8年10月
鳥取県教育委員会

🔵 はじめに 🔵

学校は、すべての児童生徒が安心して学び、成長していくところです。しかしながら、児童生徒間においても、意に反する性的な言動や行為、いわゆる性暴力がおこり得る現実があります。

全国的に性犯罪の認知件数は増加の傾向にあり、その被害がより顕在化しやすくなった実態があります。また、2022年の内閣府の調査では、16歳から24歳の若者を対象とした調査では、被害を受けた場所は「学校」が最多であったとの報告もなされています。令和8年12月には「こども性暴力防止法」が施行され、児童生徒を性暴力から守る動きが見られます。また、学校における児童生徒間の性暴力についても、適切かつ組織的に対応することで、児童生徒の安全と尊厳を守ることは急務です。

性暴力は被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、その影響が長期にわたることも多くあります。被害からの回復のためにも、児童生徒から相談を受けた大人が、性暴力に関する正しい理解に基づいた適切な対応をとっていく必要があります。

本マニュアルは、学校において児童生徒間で性暴力が疑われる事案が発生した場合、またはその兆候に気づいた場合に、教職員が適切かつ組織的に対応するための基本的な考え方と具体的な対応方法を、また未然防止、早期発見の考え方を示すものです。被害を受けた児童生徒の安全と尊厳を最優先に守り、二次被害を防止するとともに、関係するすべての児童生徒の健やかな成長を支えることを目的としています。

性暴力への対応には、迅速さだけでなく、被害者の気持ちに寄り添う姿勢、性暴力に対する正確な理解、関係機関との連携が不可欠です。教職員一人ひとりが共通認識を持ち、本マニュアルが学校全体として適切な対応を行うための指針となることを期待します。

性暴力とは

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義されます。「意に反する」というのは、被害者が「いやだ」と言ったときだけではなく、いやだけれども断れない、逃げられない、応じざるをえないといった状況も含みます。

性暴力は必ずしも、直接からだや性器に触る行為とは限りません。着替えをのぞく、下着を盗る、盗撮、ポルノや性行為を見せる、子どもを性的な被写体として撮影するなどの非接触型の性暴力もあります。

性暴力の被害者は女子だと思われがちですが、実際には男子も被害に遭います。加害者の性別も、被害者の異性とは限りません。性的ないじめを考えればわかりやすいように、性暴力は性を手段にした支配や攻撃ととらえられます。

「被害者が逃げられない」とか「被害者が断りにくい状況や立場におかれている」状況であれば、子ども間であっても、それは性的遊びではなく性暴力となります。

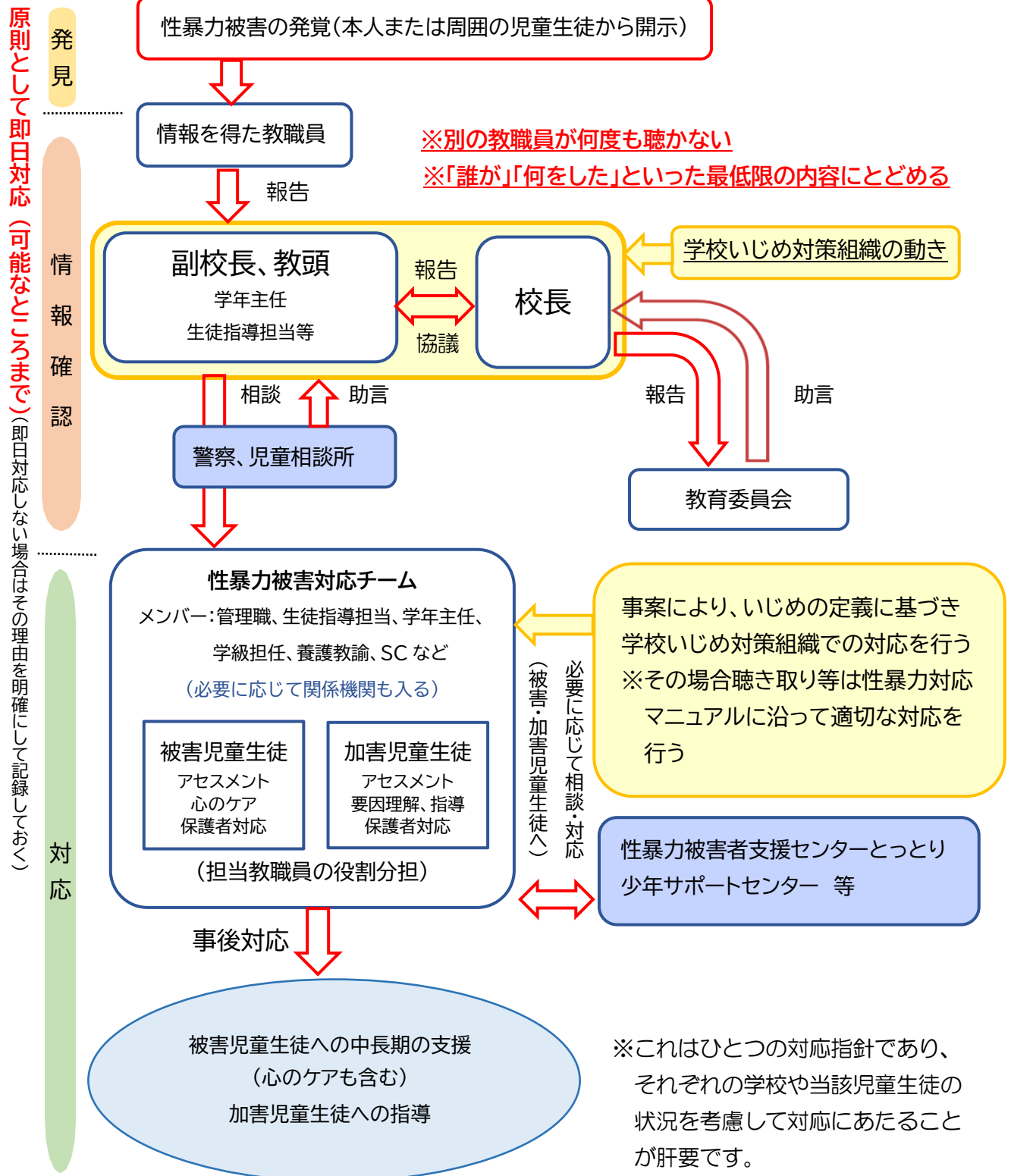
(「子どもへの性暴力[第2版]－その理解と支援」藤森和美・野坂祐子編)

● もくじ ●

学校で性暴力被害が起こった場合のフロー図	1
学校で性暴力被害が起こった場合の対応の主なポイント	2
1. 被害児童生徒への対応	3
2. 被害児童生徒への対応支援と留意点	4
3. 被害児童生徒の心のケア	7
4. 加害児童生徒への対応	8
5. 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応	9
6. 教職員の支援と心のケア	9
7. 未然防止	10
8. 早期発見と支援体制の構築	11
9. こんなときどうしたらよい？Q&A	12
相談機関・窓口一覧	13
参考文献・参考資料	15

学校で性暴力被害が起こった場合のフロー図

- ◆事前に教職員の情報共有の範囲および情報を得た場合の経路を確認しておく
- ◆性暴力は(疑い段階でも)重大な事案として対応する
- ◆事案により学校いじめ対策組織を活用し、対応にあたる
- ◆外部のサポートも得てチームで対応する、疑いの段階でも相談をかける



学校で性暴力被害が起こった場合の対応の主なポイント

【学校の基本的姿勢】

- 緊急度を確認した上で、被害児童生徒の心身の安全を最優先とした対応、支援を行う。
- 事実を把握した場合は(疑いの場合も含む)、学校は所管の教育委員会に報告し、教育委員会と連携しながら警察、児童相談所等に相談する。(性暴力かどうか判断が難しい場合でも、警察や児童相談所に対応方法を相談する。)
- 児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮する。

【被害児童生徒への対応】

- トラウマ反応を理解するとともに、二次被害を防ぐために被害児童生徒にとって学校や家庭が安全・安心な場所となるように努める。
- 最初の聴き取りは「誰が」「何をした」といった最低限の内容にとどめ、本人から話さないことについて、あれこれ質問しない。質問のしすぎや、「よく話してくれたね」などと開示をほめすぎると、本人が話をつくってしまうなど、事実誤認につながることもある。また、他の人がもう一度話を聴くことは絶対に避ける。
- 本人、保護者と定期的に連絡を取り、長期的に見守っていく体制をつくる。
- 初期対応の注意点や被害児童生徒への配慮等について、教育委員会や警察、児童相談所等から助言を受けることが、学校における適切な対応につながる。

【加害児童生徒への対応】

- 加害児童生徒への聴き取り、対応については、警察、児童相談所へ相談後方針決定し実施する。
- 背景に虐待や衝動性のコントロールの弱さなどがあることも多い。保護者の協力のもと、関係機関と連携して、再発防止に努める。
→性暴力が悪質な場合や、指導しても繰り返されている場合は、児童相談所、警察、少年サポートセンター、医療機関などにつなげて、一緒に対応を考えることが重要。

【周囲の児童生徒への対応】

- 本人以外の児童生徒から相談されたら、いつどのような形で知ったかのみを聴き取り、詳しい聴き取りは、警察、児童相談所等に相談してから行う。
- 被害を目撃した児童生徒に対しては、目撃した児童生徒以外には被害の情報は広めないよう伝えるとともに、被害児童生徒と同じような傷つきを体験している場合があるため、必要に応じて精神的なケアを行う。

【鳥取県警察が関わる性犯罪被害者支援について】

- ①発生まもなく、被害者の生命・身体に危険が生じている、生じるおそれがある場合
☎110番通報

- ②性犯罪110番(性犯罪被害相談電話警察本部内)
☎ #8103

【支援内容】平日の日中、警察本部捜査第一課性犯罪捜査指導係の専門員が被害者の要望・意向を聴取して、管轄警察署に引き継ぐ相談窓口

- ③性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)

☎相談専門ダイヤル 0120-946-328

【支援内容】電話・面接相談 付き添い支援 関係機関との連携



1. 被害児童生徒への対応

性暴力の対応支援の基本原則は「被害児童生徒ファースト」であることを念頭において対応してください。その上で、傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすること、日常生活を取り戻すこと、安全な環境で安心して学校生活を送れることを支援の目標としてください。

(1) トラウマ反応を理解する

被害児童生徒は、多くの場合、心やからだに大きな衝撃を受け、傷つき混乱しています。また自分の身に起こったことがよく理解できず、違和感を覚えて不安になっていることもあります。そのため、聴き取りの際は相手のペースに合わせることを心がけ、問い詰めることのないように気を付けてください。また、眠れない、食欲がないなどの身体症状や、被害に遭った時のことを急に思い出す「フラッシュバック」などさまざまな変化があらわれることがあります。一方で、記憶の遮断という冬眠状態と言われるようなまったく何事もなかったかのように振る舞うこともあります。

被害児童生徒の様子を丁寧に観察し、被害者の多くに見られる反応（＝トラウマ反応）を教職員や保護者が理解することが大切です。

※トラウマ：性的被害、事故、災害など、その人の生命や存在に強い衝撃をもたらす出来事を外傷性ストレスターと言いその体験をトラウマ（外傷）体験と呼ぶ。

(2) 二次被害を防ぐ

被害児童生徒の心やからだへの影響はどのようなものか、本人や保護者は何を望んでいるのか、本人を守るためには今何をすべきか、被害からの回復にはどのようなことが必要かなどを理解していなければ、配慮のない対応や誤った指導で無自覚に本人を傷つけたり、その後の精神的な発達に影響を及ぼしたりすることが少なくありません（二次被害）。

このような二次被害を防ぐためには、被害児童生徒の心情やトラウマ反応の理解とともに、本人や保護者と連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮（加害児童生徒との分離、登下校の見守りや保健室対応など）なども相談することが大切です。被害児童生徒及び保護者への声かけに十分に注意し、被害児童生徒や保護者の同意を得ながら対応支援を進めることが必要です。

(3) 関係機関の支援等の確認

関係機関の支援内容を事前に把握しておきましょう。（※相談機関・窓口一覧参照）また、緊急避妊処置や負傷部位の応急手当、証拠の採取が必要な場合等は、警察相談や医療機関の受診を優先させましょう。

2. 被害児童生徒への対応支援と留意点

(1) 発見から情報収集

ア 被害児童生徒から打ち明けられたら

大切なポイント

- 被害児童生徒が安心して話せる場所に移動します。
- 最初の聴き取りは「誰が」「何をした」といった最低限の内容にとどめてください。
- 詳細や本人が話そうとしないことは聴かず、「性的な被害を受けた」ことを聴くことができれば、警察、児童相談所等の関係機関に相談します。学校での再度の聴き取りはしません。学校で多くの情報を聴き出す必要はありません。その聴き取りが二次被害につながる恐れがあります。（聴取は専門のトレーニングを受けた人が行う必要があります。）
- 小学校低学年や障がいがある児童生徒など、自分の体験を言語化できない場合であっても無理に聴き出そうとせず、専門機関に相談します。

被害児童生徒が自発的に話し始めたら、話を遮らず、被害児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず丁寧に聴き取ります。記録を残す際には、被害児童生徒の使った表現や言葉をそのまま使用することが重要です。（例：「びっくりした」と言ったら「びっくりしたんだね」と返し、被害児童生徒は「びっくりした」と話したと記録する。）教職員が、被害児童生徒が話すことに過剰に反応すると、被害児童生徒が話す内容に影響がある場合があります。内容に驚いたり戸惑ったりすることがあっても、感情を抑えて落ち着いて聴き取りましょう。

家族や学校の他の教職員、関係機関にどこまで情報を提供してよいのかということについて、できる限り同意をとり、被害児童生徒との信頼関係づくりに努めます。被害児童生徒から「親には言わないで」と言われたら、どのようなことが不安なのかを聴き取り、いのちに関わることや法に触れることについては秘密にはしておけないことを丁寧に説明してください。

イ 本人以外の児童生徒から相談されたら

いつ、どのような形で知ったかを聴き取ります。被害児童生徒への聴き取りと同様、詳しい聴き取りは、警察、児童相談所と相談してから行います。また、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかどうか確認します。他に知っている人がいるかどうか確認し、この話を誰にも言わないことをその児童生徒に約束してもらいます。

被害のことを知ったときにどのように感じたかを聴き、何か自分自身に変化があったときや、困ったことが起こったときに、相談できる教職員の名前を告げます。

ウ 教職員が性暴力の情報を得たら

いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で、原則的に即日に対応を開始してください。

情報を得た教職員は、管理職（副校長、教頭）に報告をします。管理職を中心に、今後の対応について検討します。

さらに、保護者への説明の仕方等を話し合い、保護者に連絡します。即日に対応を開始しない場合は、保護者にその旨を説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。また、教育委員会にも報告・相談します。

（２）性暴力被害対応チームの立ち上げ

チームの編成

学校における児童生徒間の性暴力被害である場合、積極的にいじめと認知し、学校いじめ対策組織で対応します。ただし、聴き取り等の注意点については、当マニュアルを参考に行います。

また、警察、児童相談所に相談後、校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、学級担任、養護教諭、ＳＣなどがメンバーとなる性暴力被害対応チーム（事案により学校いじめ対策組織）を編成し、被害児童生徒、加害児童生徒への対応にあたります。必要に応じて、関係者および外部専門家等が入ることもあります。

性暴力被害の場合は、原則としてチームの教職員のみが詳しい情報を共有します。（ただし、被害児童生徒の安全を守るため等、状況によりその他の教職員で情報共有する場合があります。）

チームの中から被害児童生徒の支援担当教職員を決め、不安なことや心配なことなどを聴き取ります。同時に被害児童生徒の支援担当教職員とは異なる教職員の中から加害児童生徒の担当教職員を決めてください。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。

当事者以外の児童生徒が関わっている場合、関わり方や人数によって担当教職員を決めるかどうか判断してください。ＳＮＳなどで情報が拡散される可能性がある場合は、その内容や範囲を把握し、すぐに対処する必要があります。

ＳＣは週または月に１回程度の勤務ですので、被害児童生徒と加害児童生徒へのカウンセリングやその他の生徒や教職員へのケアが必要な場合は緊急的に支援を要請してください。警察の捜査等が関わっている場合は、ＳＣの関わりについても学校だけで判断することなく、警察や児童相談所と相談の上で実施を検討することが必要です。警察が対応する場合は、カウンセリングの調整を警察の指示に従ってください。被害児童生徒には非がないことを繰り返し伝え、心身にあらわれる可能性がある症状を説明するなどの個別の心理教育を行いましょう。心理的にどの程度介入するかによりますが、学校現場での急性期のトラウマケアは逆効果である場合もあるため慎重にアセスメントを行ってください。また、ＳＣがカウンセリングを行うときも被害児童生徒の様子が分かるように記録を残しましょう。

(3) 関係機関との連携

性暴力被害については、早期に警察や児童相談所などの専門機関と連携することで二次被害の防止や被害児童生徒の保護などの適切な対応につながります。被害発覚直後の対応だけではなく、卒業後など長期的な支援の可能性も視野に入れ、関係機関と緊密に連携して対応しましょう。関係機関を保護者等に紹介する際は、保護者の意向を丁寧に確認することが大切です。

大切なポイント

膣性交の有無が確認できない場合でも妊娠の可能性が少しでもあれば、被害児童生徒から無理に聴き出そうとせず、教職員から「もし挿入があれば、少しでも早く薬(緊急避妊薬)を飲んだ方が妊娠の可能性が低くなる(性交から72時間以内)から教えてほしい」と伝えるという方法もあります。射精しなかったとしても、挿入があれば妊娠の可能性あることを説明し、心配があれば対応できることを伝えましょう。

3. 被害児童生徒の心のケア

(1) 学校生活に戻るまで

被害児童生徒担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考慮しながら、登校、通学等への不安や心配がないかを確認してください。被害児童生徒と保護者とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- 通学方法はどうするか（保護者が送迎するか、一緒に登校できる友だちはいるか）
- 学校に到着してから教室までのルートはどこを通るか
（被害に遭った場所は避ける、携帯電話所持の場合は職員室に預ける）
- 被害を受けたことにより、学校内で行けなくなった場所があるか
- 下校時の対応はどうするか（職員室に寄るか、一日の様子の確認をする）
- 教室の座席はどうするか（希望に合わせて教室の座席を変える）
- 不安や緊張が高まった際の学校内での避難場所はどうするか
- 誰かが被害のことを質問してきた場合はどのように答えるか
- どのような状況で精神的に不安定になるか

(2) 学校生活に戻ってから

被害児童生徒の様子をしっかりと見守ってください。被害によって考えられる影響（例：不眠、頭痛や吐き気、意欲の低下、ぼーっとするなど）について把握し、変化がないかどうか確認してください。変化が見られたら、担任や被害児童生徒担当の教職員が声かけをするか、ＳＣなどのカウンセリングにつなげてください。ただし、特別扱いされることを嫌がる被害児童生徒もいるため、他の児童生徒にわからない形での支援が必要になることがあります。

(3) 被害児童生徒の保護者への対応

被害児童生徒の保護者は、間接的な被害者と言われています。保護者の一般的な反応としては、「信じられない」「考えたくない」「どうすればいいかわからない」「あのとき～していればよかった」「加害者や学校への怒り」「誰にも知られたくない」「性的な内容は話しにくい」などが考えられます。また、被害児童生徒の反応に対して誤った捉え方（例：いつも通りに生活しているので本人は気にしていないのではないか、「大丈夫」と言うので問題ないと捉える等）をする場合もあります。

また、児童生徒間の被害ということで、事件直後は加害児童生徒に対して理解を示していた被害児童生徒の保護者が、被害児童生徒の深い苦悩を見るにつれ、加害児童生徒への処罰感情が高まる場合もあります。被害届等に関しては学校内だけではなく、警察への相談等できるだけ外部機関に入ってもらうことが肝要です。

4. 加害児童生徒への対応

(1) 加害児童生徒対応時の基本的事項

小学校低学年の児童であっても、問題行動が社会通念上良くないことであるということは多くの場合理解しているものです。良くないことだと理解しながらも子どもに性問題行動が起こるのは、その背景に生物学的要因、心理的要因、家庭や社会による要因が複雑に絡み合っているためと考えられています。例えば、発達特性等から衝動性のコントロールが弱かったり、虐待やDVなどの逆境的環境での生育歴があるために相手を支配的にコントロールするという一方的な対人関係を学習していたり、性的な刺激の多い家庭環境の中で育ったため性に関する誤った理解をしている場合等があります。

このような背景から自分の抱える困り感等に対して、健全な問題解決方法を見出せず、問題となる行動を選択している場合もあります。問題行動を繰り返すことを防ぐためには、教職員が加害児童生徒の抱える性問題行動の要因を理解し、解決するための方法を共に考えることが大切だということも考慮してください。

一方で、自らの言動が被害児童生徒やその家族を苦しめていることをしっかりと理解した上で、深く反省することは最低限必要なことです。

大切なポイント

加害児童生徒に問題性の理解等を促し、反省・改善を進めていくためには、過去の問題行動等の把握や分析（アセスメント）、加害児童生徒の特性等に応じて働きかけを行うことが重要です。特性を理解する上では、本人、保護者を専門機関や専門家につなぎ、客観的な評価（心理検査等）を含めた専門的な見立てをしてもらうことが有効です。

(2) 加害児童生徒への指導時の留意点

加害児童生徒への指導は必要です。ただし、加害児童生徒に指導を受け入れる準備ができていないと、叱られないようにすることにばかり関心が向かい、その場しのぎの言動をしたり、無視をしたり、登校しなくなったりするばかりで、指導が浸透しないこともよくあります。特に、性加害など、問題性や責任が大きい行為では、指導を受け入れる準備ができるまでに時間を要する場合があります。そのため、加害児童生徒への指導は、加害児童生徒が抱える特性や心理的・環境的な要因をしっかりと踏まえた上で、関係機関と連携し相談しながら進めることが大切です。なお、性暴力が悪質な場合や、指導しても繰り返されている場合は、児童相談所、警察、少年サポートセンター、医療機関などにつなげて、一緒に対応を考えることが重要です。

5. 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応

被害児童生徒から被害について相談されたり、被害を受けている状況を見たり聞いたりした当事者以外の児童生徒は、被害児童生徒と同じような傷つきを体験している場合があります。いじめを受けていた友人を助けてあげられなかったと自分を責めてしまう児童生徒もいます。

多感な発達段階にいる児童生徒は、このように自責感にかられたり、自分も同じような被害に遭うのではないかと不安に感じたりするなど、さまざまな思いを抱きます。また、日頃から精神的に不安定な児童生徒は、事態を受けてさらに不安定になる場合もあります。そのため、深刻なストレスを抱えている子どもがいないか確認することもあります。児童生徒の思いに寄り添い、子どもの気持ちに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをしてください。また、不安を感じたときの相談先を伝えるようにしてください。

当事者以外の児童生徒の保護者への対応としては、相談があった場合には、子どもの置かれた状況を説明するとともに、子どもにいつもと変わった様子が見られたら担任や担当教職員に知らせてほしいとお願いしてください。

6. 教職員の支援と心のケア

全ての教職員が、まず自分自身の性に対する価値観を理解しておく必要があります。「何てことをするんだ」という加害児童生徒への怒り、「なぜ逃げなかったんだ」という被害児童生徒を責める気持ち、「親の教育が不十分だからだ」という親への不信感など、支援を開始する前に支援者である自分の反応にどのような特徴があるかを確認しておきましょう。支援に当たる教職員の価値観や考え方が、言動に反映されることがあります。

教職員がトラウマを抱える児童生徒を支援する場合に、二次的外傷性ストレスを受ける可能性があります。二次的外傷性ストレスとは、PTSDと類似した症状を示すとされています。たとえば被害に関する記憶が浮かんでしまい苦痛を感じたり、不眠やイライラ等の身体の不調や、周囲から孤立してしまったりという症状が生じてくる場合があります。そうすると、支援に当たる教職員は自分の安全感、信頼感、親密さ等が揺り動かされてしまい、さまざまな人間関係に影響が出てしまいます。また、学校でおきた性暴力を防げなかったという自責感や、被害児童生徒の苦しみを取り除いてあげられない無力感などで、バーンアウト（燃え尽き）してしまうこともあります。

対応チームの編成時に役割を明確にすること、特定の教職員に役割が集中しないようにすることなど、体制を整えておくことが必要です。また、心身の不調が生じた場合は、教職員向けの「心の健康相談窓口」などの利用も検討することが必要です。

※PTSD：強烈な精神的衝撃を受けた後に、長期にわたり恐怖感、無気力、睡眠障害、悪夢など様々な症状を示す障害です。

ときに、数週～数か月の潜伏期間がある場合があります。

7. 未然防止

学校内で性暴力被害が起こらないようにするためには、日ごろの性に関する指導やコミュニケーションスキルの教育が必要になります。

教職員は、性に関する指導は子どもが「自分という存在は大切に安全に扱われるべき存在であり、また相手も自分と同じように大切に安全に扱われるべき存在であること」を、心地よさと喜びの中で学ぶ場であることを認識することが重要です。

その上で、計画的に性に関する指導の時間を設定しましょう。また、保護者にも以下の(1)～(3)の未然防止のための情報を発信していくことが大切です。

(1) 性行動のルール

水着をつけたときに隠れる身体の部分を「プライベートゾーン（自分だけの大切な場所）」と呼び、他の人に見せたり触らせたりしないこと、また他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないことを伝えます。また、自分のプライベートゾーンを触ってもよいのは一人にいるときだけにした方がよいこと、性的な言動で他の人を不愉快にすることはいけないことも伝えておきましょう。

(2) 境界線のルール

境界線というのは、自分と他の人を、また自分のものと他の人のものとを分けている線です。

- ・物理的な境界線 例 人のものを勝手に使わない、他の人とはくっつかない
- ・心理的な境界線 例 ないしょにしていることを勝手に他の人に言わない
- ・社会的な境界線（法律や規則） 例 ものをぬすんだら、おまわりさんにつかまります

境界線のルールはみんなの安心・安全を守るために必要ですので、自分の境界線も他の人の境界線も大切にすることを伝えましょう。

(3) 真の同意の条件

人と人とのコミュニケーションはお互いの同意の上で成り立っています。相手の嫌がることはしてはいけないということはわかっている、本当に相手が嫌がっているのかどうか、もし嫌がってなくても、後で「嫌だな」と思ったらそれは同意でなくなることがあることを伝えておくことが大切です。真の同意はお互いが対等な関係の上に成り立ち、お互いをよく理解し、お互いに誠意があり、性的な行為をしたら起こる可能性のある結果を、お互いが本当にわかっているときに真の同意が成り立つことを教えてください。

スマホやSNSとのつきあい方

使い方を誤るとトラブルを招くことがあります。SNSなどのインターネット上に性的なものを含む中傷を書き込んだり、自分の画像(特に裸など)を送ったりすることで、被害が拡大することや長期化することがあることを伝えます。また、デジタルタトゥーという言葉があるように、一度拡散されてしまうと簡単には消すことができず、半永久的にインターネット上に残されてしまうこともあります。

SNSを使う場合は、その使い方にくれぐれも気を付けるよう、繰り返し児童生徒および保護者への指導も必要です。

8. 早期発見と支援体制の構築

性暴力被害の対応支援は、早期に発見して適切に対応することが求められます。早期の適切な対応によって、被害からの回復を早めることが可能となるからです。

早期発見のツールの一つとして「いじめアンケート」があります。性暴力を伴ういじめもあることを説明し、性暴力被害の項目を作ることで早期発見につながるがあります。性暴力被害は発覚しにくいことが多いので、保健室などで性についてオープンに話せる環境づくりをするなど、日ごろから情報を入手するための工夫が必要です。

(1) どうして性暴力の被害は発覚しにくいのか？

成人が性暴力被害を受けた場合でも、羞恥心や恐怖、不安感、自責の念等により被害を言い出しにくいものですが、特に子どもの性暴力被害については、

- ・人目につかないところで行われる
- ・外傷が残る暴力と異なり、目に見える証拠が残りにくい
- ・受けた被害を子ども自身が隠そうとする
- ・受けている行為が被害だという認識が子ども自身にない場合がある
- ・被害が発生したことを子どもが詳しく話さないと理解してもらえない

といった特徴があります。

被害を早期に発見するためには、子どもの発するサイン（例：不眠、頭痛や吐き気の訴え、意欲の低下、性に関する過剰な興味など）を見逃さず、早期発見のためのアンケート調査（実施時期、無記名にする、情報を最小限にする等の工夫も検討）の実施、日常生活の観察、児童生徒との会話、生活の記録の確認、保護者との連携・情報交換、教育相談担当、養護教諭等との連携が重要です。

(2) 支援体制の構築

いざ、性暴力被害が起こった場合に、迅速に対応できるよう、日ごろから学校の支援体制の確認や関係機関の支援内容の把握をしておくことが大切です。各校で支援体制の確認、関係機関の情報共有をお願いします。

また、校内の教育相談体制を整え、児童生徒と教職員が些細なことでも相談しやすい関係を築いておくことが重要です。

9. こんなときどうしたらよい？ Q&A

Q1 被害児童生徒が被害届を出したくない、他の機関には相談したくないというときには？

A1 警察などに相談することで加害児童生徒からの再被害を防げること、警察以外に性暴力被害者支援センターや医療機関で身体や心のケアができることなどを丁寧に説明しましょう。電話やメールなど匿名でも、また時間がたってからでも相談できるところがあることも伝えます。

Q2 本人が「誰にも言わないで」と言っている場合、守秘すべき？

A2 相談を受けた教職員は「誰にも言ってほしくないと思っているのだね」と気持ちを受け止め、その理由をアセスメントします。その上で「みんなであなを守りたいからあなたを守る人には話したい。でも関係ない人には知られないようにする」と伝えましょう。そして、被害後、眠れない、おなかが痛くなるといった心やからだの反応が出る場合もあることを説明します。そうした時には状況をわかってきている大人が何人かいる方が安心して相談できるので、被害のことを伝えてもよい教職員(担任、養護教諭、部活動担当、スクールカウンセラーなど)は誰かを児童生徒自身に尋ねましょう。

Q3 加害児童生徒が同意があったと主張している場合はどう判断する？

A3 学校単独で結論を出さず、警察と連携します。

Q4 加害児童生徒が性行為自体を認めない場合は？

A4 あえて教職員による聴き取りはせず、警察と相談してください。

Q5 インターネット、SNSによる被害を相談されたらどう対応したらいいか？

A5 インターネット上に、性的な画像や誹謗中傷が投稿された場合、拡散しやすく削除しにくいいため、被害が長期化するおそれがあり、削除が早ければ早いほど二次被害の拡大を防ぐことができます。個人でも各サイト等の管理者に削除要請をすることはできますが、警察や各相談窓口(相談機関・窓口一覧参照)に早期に相談することをお勧めします。

Q6 学校が被害児童生徒やその親から加害児童生徒の出席停止等を求められたら？

A6 学校は、被害児童生徒の安心・安全な居場所づくりについて最大限の配慮を行い、加害児童生徒の別室学習や出席停止等の措置を、いじめ対応として必要に応じて検討します。同時に、加害児童生徒の教育を受ける権利も守らなくてはならないため、教育委員会と連携して、両者の思いに寄り添った丁寧な対応をする必要があります。